

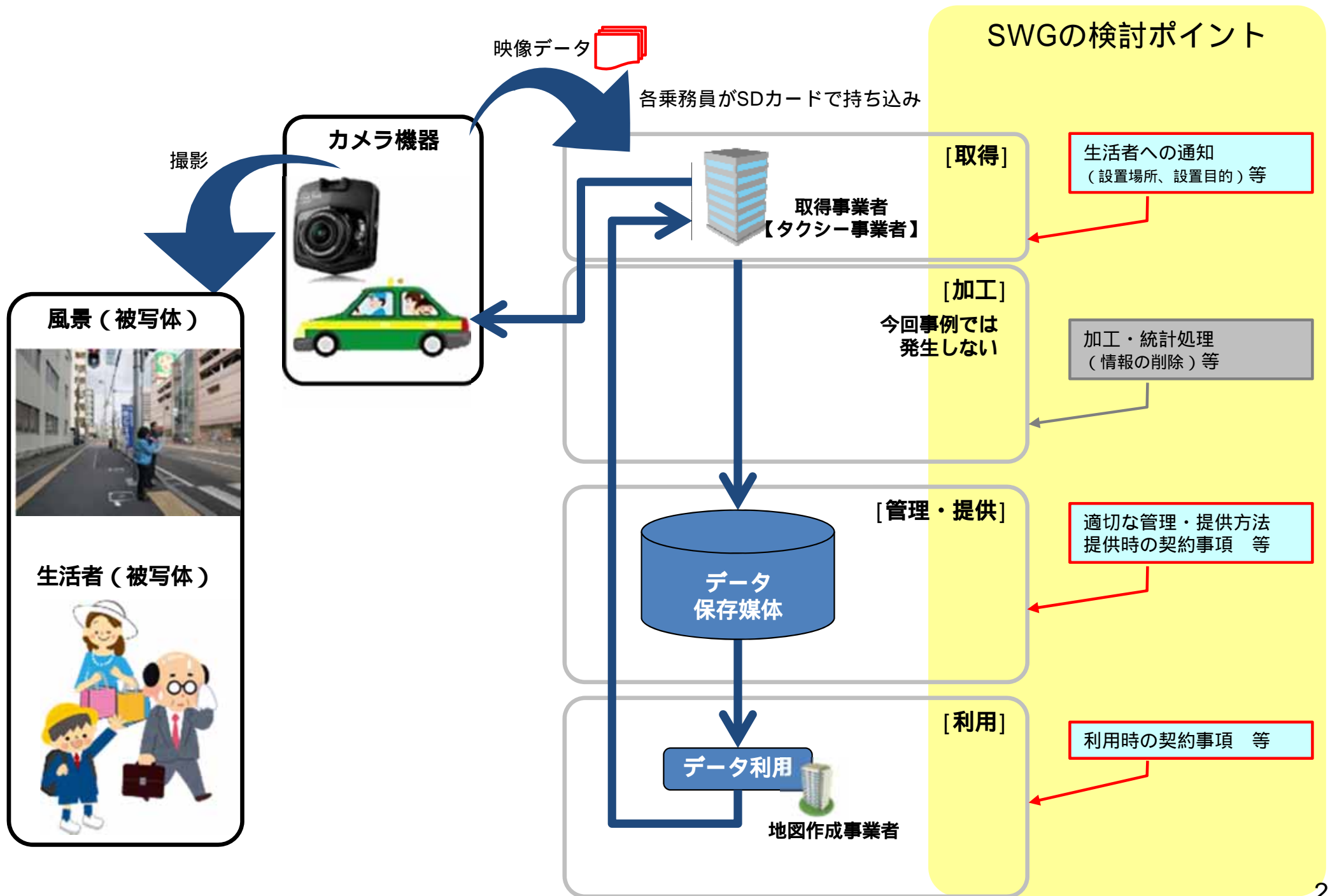
## 論点ペーパー2：車載カメラ（ドライブレコーダー）

2016年8月30日  
カメラ画像利活用SWG 事務局

ご意見頂きたい点は、以下2点。

- 以下の理由から、地図作成事業者への映像データ提供時に、「生活者からの同意取得」や、「映像データの加工」は不要と考えているが問題あるか
  - ・今回対象となる映像データは個人情報であり、個人データではない（データに検索性が無い）こと
  - ・シールによる車外向けの通知や、ウェブサイト上での記載にて、利用目的や提供先も明記していること
  
- ウェブサイト上にも記載されているため、車外向けの通知方法として、シールによる通知のみで足りると考えているが問題はあるか

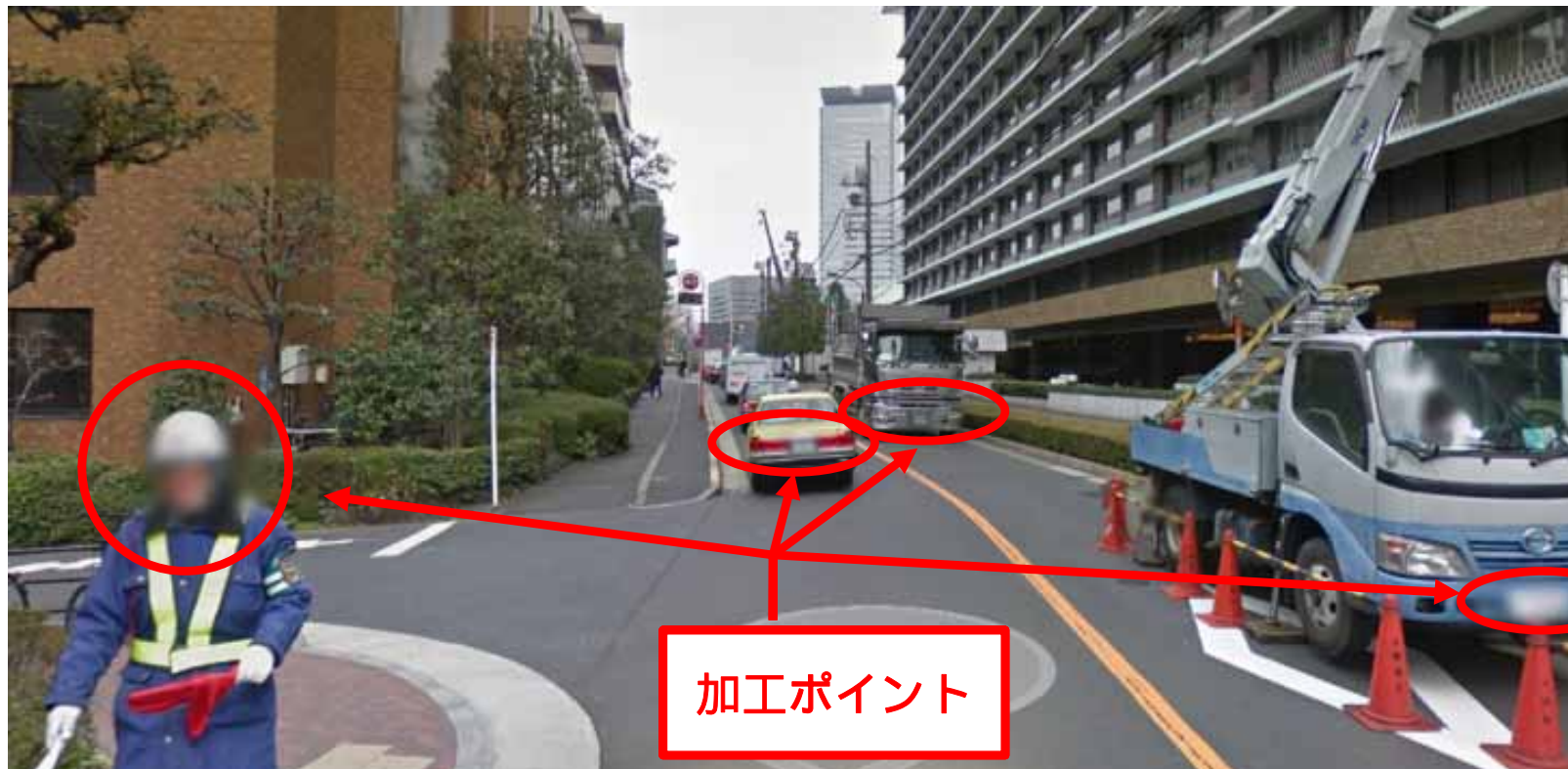
# 本ユースケースのプレイヤーと検討ポイントの整理





## 車載カメラ活用の論点について：加工時の配慮/利用時の配慮

1. ウェブページ上において提供先（地図作成事業者）名称を明記するため、映像データの加工は必要ないと考えているが、問題ないか。
2. **加工が必要である場合**、通行人の顔及び自動車のナンバープレートのマスキングを最低限として想定しているが、その他、加工が必要なポイントはあるか。



参考：他社による加工事例

## 車載カメラ活用の論点について：推奨される安全管理措置

現状想定されている安全管理措置について、セキュリティ上の観点から、下表の対応で不足する事項はあるか

対象	観点	対応
生データ保存	データ保存先	車載カメラに外部記憶装置（SDカード）を付与し、記録する。 媒体は乗務員が管理することを前提とする。
データ移行	通信経路	SDカードでの受け渡しを想定 将来的に、無線通信によるリアルタイムアップロードが実現する場合は、無線通信規格に準拠する
データ保存サーバ	持ち去り対策 設置場所の限定	各社運用管理基準を設け運用
	アクセス権	指定者以外の操作・アクセス不可 （各社一人を基本とする）